

契約の締結について

四日市市では契約締結について、契約を締結する旨の通知を受けた日（基本的には開札日）から**5日以内**（四日市市の休日を定める条例に規定する市の休日は除く）に契約書を提出し、契約を交わすこととしています。ただし、年末年始、お盆、ゴールデンウィークなど長期の休日等を含む場合は、別にそれぞれに応じて期日を定めています。